

※ 本資料は2021年9月30日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

2021年9月30日



## 新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会  
「生活環境WG」及び「日本語学習・日本語教育WG」合同会議

Ver. 13

転用・転載不可



名古屋出入国在留管理局

在留支援担当

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています

(法務省ホームページ) →



# 目次 ①

- ★ 前回からの主な変更点・・・ 1
  - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否（再入国に係る取扱い）
- 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～7
  - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否
  - ◆ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて
  - ◆ 出国前検査証明に関する留意点
  - ◆ 国際的な人の往来に向けた段階的措置
- 2. 在留期限までに出国できない方に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11
  - ◆ 出国ができない場合の特例
  - ◆ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について
  - ◆ 【参考】ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について
- 3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置・・・・・・・・・・・・ 12
  - ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国ができない永住者の方に対する特例
- 4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～15
  - ◆ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例
  - ◆ 再入国許可による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例
  - ◆ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
- 5. 在留カードの代理受領に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - ◆ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

※ 本資料は2021年9月30日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

<b>6. 留学生に対する対応</b> .....	<b>17~18</b>
◆ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合	
◆ 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合	
<b>7. 技能実習生に対する対応</b> .....	<b>19~20</b>
◆ 技能実習生に関する特例	
<b>8. 解雇等された技能実習生などに対する在留資格変更の特例措置</b> .....	<b>21~22</b>
◆ 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）	
<b>9. 解雇等された就労資格者（技能実習を除く）への特例措置</b> .....	<b>23~25</b>
◆ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例，在留資格変更に関する特例	
◆ 在留資格変更に関する特例	
<b>10. その他参考事項</b> .....	<b>26~31</b>
◆ 出入国在留管理庁ホームページ一覧	
◆ 相談窓口の御案内，名古屋出入国在留管理局在留支援担当への問い合わせ先	
◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（参考資料）－上陸拒否の対象地域リスト－	

※ 本資料は2021年9月30日現在の情報に基づいて作成しており，情勢の変化により，取扱いが変更になる可能性があるため，ご留意願います。

## ★ 前回からの主な変更点（P. 1）

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（再入国に係る取扱い）

日本への上陸の申請日前14日以内に以下の国・地域に滞在歴がある者については、再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国であっても上陸を拒否する取扱いを行っていましたが、**同年8月13日又は同年9月20日から再入国することを認めることになりました。**

国・地域	再入国拒否の措置開始日及び解除日	措置内容
パキスタン	2021年5月14日 ⇒同年8月13日解除	<ul style="list-style-type: none"><li>● 解除日以降の取扱い <b>再入国（みなし再入国を含む）による上陸を認める。</b> なお、新規入国者の上陸については、他の上陸拒否対象国・地域と同様に、特段の事情が認められる場合に限られる（P. 2～3参照）。</li></ul>
インド ネパール	2021年5月14日 ⇒同年9月20日解除	
モルディブ バングラデシュ	2021年5月20日 ⇒同年9月20日解除	
スリランカ	2021年5月21日 ⇒同年9月20日解除	
アフガニスタン	2021年6月3日 ⇒同年9月20日解除	

# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

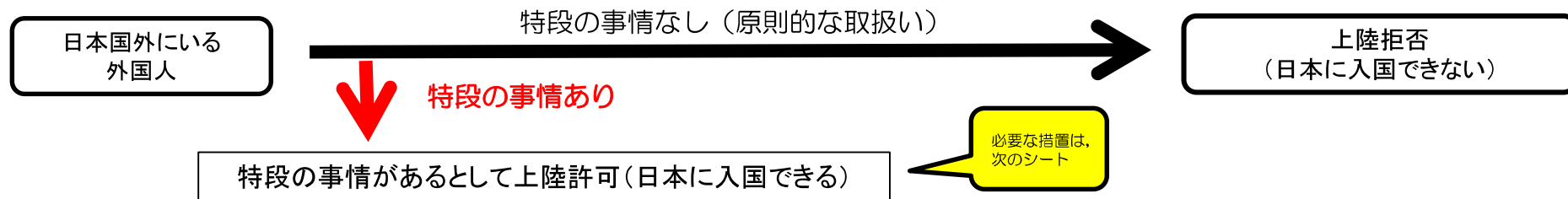
## 出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく上陸拒否

※ 特別永住者の方については、この措置により上陸が拒否されることはありません。

### 上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象国・地域に滞在歴のある外国人

上記の外国人は、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第5条第1項第14号に該当する外国人として、**特段の事情がない限り**、上陸を拒否することとしています。

また、対象国・地域以外からの入国について、日本への入国に当たっては、在外公館で発給された査証が必要となるところ、現在全世界を対象に、査証の効力停止及び査証の発給制限が行われているため、日本に入国することができない状況となっています。ただし、「特段の事情」と同様の事情がある者については、在外公館において査証が発給される可能性があるため、日本に入国できる余地があります。査証の発給については、現地の在外公館にお問い合わせください。



### 特段の事情の具体例

- ◆ 再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国
- ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者
- ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者
- ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者
- ◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者
- ◆ 「医療」の在留資格を取得する者で医療体制の充実・強化に資する者
- ◆ 入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）
  - ※ 例えば、ワクチン開発の技術者など
- ◆ その他人道上の配慮の必要性がある場合

# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

	特段の事情があると認められる者	必要な措置 1	必要な措置 2
再入国	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国</li> </ul>	<p>「再入国関連書類提出確認書」・「受理書」の取得</p>	
新規入国	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者</li> <li>◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国</li> <li>◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者</li> <li>◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者</li> <li>◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者</li> <li>◆ 「医療」の在留資格を取得する者で医療体制の充実・強化に資する者</li> <li>◆ 入国目的に公益性が認められる者 (個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断)</li> <li>※ 例えばワクチン開発の技術者など</li> <li>◆ その他人道上の配慮の必要性がある場合</li> </ul>	<p>2020年11月1日から取得する必要がなくなりました。</p> <p>入国目的に応じて、<u>地方出入国在留管理局</u>において<u>在留資格認定証明書</u>の交付を受けるとともに、入国目的に応じて、<u>滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館</u>において<u>査証</u>の発給を受ける。</p>	<p>《全ての国・地域》医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明（出国前検査証明）を取得する。</p>
<p>◆ 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（二国間）に沿って上陸申請する者【ビザ取得済】</p> <p>✓ 感染状況が落ち着いた国・地域から、必要人材等（労働者、学生、観光客等）の追加的な防疫措置を条件に段階的に実施する国が対象です。</p> <p>◆ 必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にある者（「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者を除く。「短期滞在」の在留資格を取得する者については短期中断措置の対象です。）</p> <p>✓ 2020年10月1日現在、滞在先の国・地域の在留資格を有する者について、新規入国を許可することです。</p> <p>✓ 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からに在留歴がある者については、当面の間、日本への上陸が拒否されます。</p>		<p>「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」 → 詳細は外務省ホームページを参照 page22</p> <p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において査証の発給を受ける。</p> <p>受入企業・団体が作成されます。</p> <p>→ 詳細は外務省ホームページを参照 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/fna/page2_003381.html">https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/fna/page2_003381.html</a></p>	

**国際的な人の往来再開に向けた段階的措置(いわゆるビジネストラック・レジデンストラック)**  
2021年1月21日～停止中

**必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にある者**  
2020年12月末～停止中

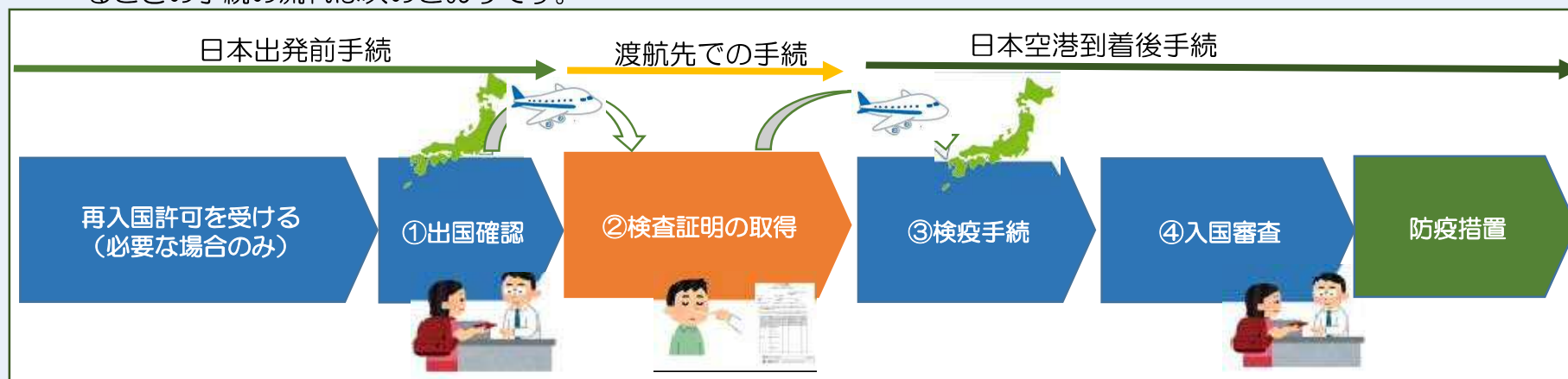
# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

2020年11月1日以降の再入国手続の流れ

2021年1月13日~停止中。  
上陸拒否地域かどうかは関係なくすべての国・地域が対象です。

## ➤ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて

日本に住む外国人が、再入国許可（みなし再入国を含む）を使って日本を出国して、~~上陸拒否地域から~~日本に戻ってくる時の手続の流れは次のとおりです。



必要に応じて地方出入国在留管理局で再入国許可を受けます。

【再入国許可が必要な人の例】

- ・在留カードがない人
- ・出国から1年以上日本に戻らない可能性がある人

など

空港の入管で、パスポート、在留カードを提示して出国の手続をします。

滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID 19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得してください。

到着空港の検疫所において、新型コロナウイルス感染症の検査を受けてください。

※検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機します。

検疫後の入国審査において、入国審査官に、出国前検査証明を提出してください。

※検査証明を所持していない場合には、入国を拒否されることがあります。

14日間の  
・自宅等での待機  
・滞在場所までの公共交通機関の不使用  
などの行動制限があります。



検疫手続、防疫措置などについては、厚生労働省のホームページ等で最新の情報を確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

## 出国前検査証明に関する留意点

### ➤ 出国前検査証明に関する留意点

#### 出国前検査の形式について

出国前検査は、原則として、**所定のフォーマット**を使用します。  
**所定のフォーマットに、現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印します。**  
任意の様式を使用する場合は、**所定のフォーマットと同内容が記載されているものを準備**する必要があります。



※ 出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷をする必要があります。

#### 出国前検査証明を取得する必要がない場合

次に当てはまる人は、出国前検査証明を取得する必要はありません。

2020年4月1日以前に、**同一国・地域に出国した者であって、その滞在期間が7日以内**の場合。

※ 出国前検査証明の取得が困難かつ真にやむを得ない事情がある場合には、出発地の在外公館に相談してください。



# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

## 国際的な人の往来に向けた段階的措置

本取扱いの詳細は、外務省のHPを確認願います。  
[https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/cp/page22_003380.html)



### 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置し、現行の水際措置（注1）を維持した上で、追加的な防疫措置（注2）を条件とする仕組みを試行しています。概要は次のとおりです。

- （注1）空港での新型コロナウイルス感染症の検査（入国拒否対象国・地域からの渡航者）、14日間の公共交通機関不使用及び自宅等（検疫所長が指定する場所）待機
- （注2）入国前の検査証明、入国後14日間「本邦活動計画書」（滞在場所、移動範囲、活動内容）の提出等。ビジネス活動を望む場合には、さらに

**2021年1月21日～両トラック停止中  
(緊急事態宣言解除後も継続)**

	ビジネストラック	レンデストラック
利用可能な枠組み	「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる。主に短期出張者用。	「ビジネストラック」とは異なり、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機が維持される。主に長期滞在者用。
対象国・地域 (11月30日現在) ※—順次拡大予定	【上陸拒否対象地域】 —  【非上陸拒否対象地域】 シンガポール、韓国、ベトナム、中国（香港とマカオを除く）	【上陸拒否対象地域】 マレーシア、ミャンマー  【非上陸拒否対象地域】 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、台湾、シンガポール、韓国、ブルネイ、中国（香港とマカオを除く）
対象者	1. 短期滞在以外の全ての在留資格又は短期商用査証により本邦に入国する者（詳細については、対象国・地域ごとに調整する。） 2. 日本又は当該対象国・地域に居住する者（当該対象国・地域の国籍保有者だけでなく、第三国国籍の方を含む。）であって、日本と対象国・地域間の航空便（直行便の他、経由する国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域しないことを条件に経由便も可。）を利用する者  ※ 防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留めることになっています。 ※ 手続に必要な添付書面は、外務省のHPや各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館等のホームページ等を参照してください。 ※—10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、留学や家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することになりました。—	

次のシート  
に続きます

# 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.2~7)

## 国際的な人の往来に向けた段階的措置 つづき

### 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関するお問い合わせ先

<p>本邦入国のための査証関連の申請、前ページの各国・地域との間の措置の運用の詳細に関するお問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション（ビザ申請に関する相談） Tel. 0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語「1」を選んだ後、「5」を押す。 一部のIP電話からは⇒03-5363-3013</li> <li>• 訪日外国人査証センター（オンラインビザ）（海外に在住しビザ申請に関する相談） 【PDF】 <a href="https://www.mof.go.jp/immigration/visas/online-visa/">https://www.mof.go.jp/immigration/visas/online-visa/</a></li> <li>• 外務省 南部アジア部 南東アジア第一課（インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ミャンマー） Tel. 03-3580-3311（内線5845）</li> <li>• 外務省 南部アジア部 南東アジア第二課（シンガポール、マレーシア、ブルネイ） Tel. 03-3580-3311（内線5845）</li> <li>• 外務省 アジア太平洋州局 中国・モンゴル第一課（中国、台湾） Tel. 03-3580-3311（内線3915, 3902）</li> <li>• 外務省 アジア太平洋州局 北東アジア第一課（韓国） Tel. 03-3580-3311（内線4612）</li> </ul>
<p>各種防疫措置に関するお問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14日間待機、公共交通機関不使用、接触アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存、民間医療保険の加入についての問い合わせ 厚生労働省の電話相談窓口 Tel. 0120-565653</li> <li>• 上記以外の防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）に関する問い合わせ 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室 Tel. 03-5253-1111（内線2468）</li> </ul>
<p>企業からの一般的な相談の問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般的な相談（防疫措置や手続の詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く） 経済産業省 水際対策担当 Tel. 03-3501-1511（内線2944）（受付時間9:30~18:15）</li> </ul>
<p>航空便についての問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国土交通省 航空局 危機管理室 Tel. 03-5253-8700</li> </ul>

2021年1月21日～両トラック停止中  
(緊急事態宣言解除後も継続)